

計量器の検査証印の表示について

正しい計量器の供給と検定

計量器とは、物をはかるために使用する道具のことを指します。

取引・証明に使用する特定計量器は、検定を受けこれに合格したものでなければなりません。合格したはかりには、検定証印または、基準適合証印が付されます。

また、2年に1度法定定期検査を受ける事が義務付けられています。

検定に合格していないはかりや、定期検査をうけていないはかりを、商品の売買に使用すると計量法違反にあたり罰則の対象となります。



検定証印



基準適合証印



弊社デジタルスケール
基準適合証印付



計量法罰則 (計量法第 172 条)

計量器等の使用の制限(計量法第 16 条)に違反した者は、
六ヵ月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

はかりの定期検査

いくら正確なはかりでも、繰り返し使用しているうちに、誤差が生じてしまう場合があります。正確な計量を維持するために**2年に1度の法定定期検査を受けることが義務づけられています**。検査に合格したはかりには「**定期検査済ステッカー**」が貼られますので、このステッカーが貼られたはかりは**安心して使用できるということになります**。

ステッカーには合格した年月と次回の検査年が表示されており、この期間を過ぎてしまったはかり、ステッカーを貼られていないはかりは商取引及び証明行為には使用できません。

計量証明検査委に合格した特定計量器には「計量証明検査済証印」(○に正のマーク及び検査証印月)が付されます。下の図は東京都の例です。検査不合格の場合は、検定証印等が抹消され計量証明には使用できなくなります。



計量についてのお問い合わせ

東京都計量検定所 : TEL 03-5470-6627
埼玉県計量検定所 : TEL 048-652-2171
神奈川県計量証明事業協会 : TEL 045-201-9045